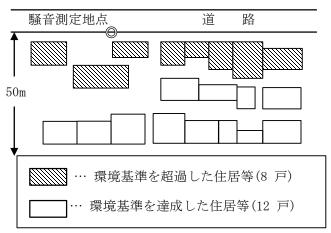
○環境基準の評価方法とは

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法である。

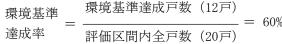
<環境基準の評価方法例>



騒音測定地点での騒音レベルから、 個々の住居等の騒音レベルを推計



環境基準を達成する住居等の戸数 と割合を把握する。



・等価騒音レベル(LAeq)とは 変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものである。

〇自動車騒音に係る基準

1 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を 保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型				境基準 (L _{Aeq})	幹線交通を担う道路 に近接する空間
A		左記のうち、2車 線以上の車線を有 する道路に面する 地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		夜間	55dB以下	
В	第1種住居地域 第2種住居地域	左記のうち、2車 線以上の車線を有 する道路に面する 地域	昼間	65dB以下	
	準住居地域 都市計画区域で用途地域の 定められていない地域		夜間	60dB以下	夜間 65dB以下
С	近隣商業地域 商業地域	左記のうち、車線 を有する道路に面 する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照
	準工業地域 工業地域		夜間	60dB以下	

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- (注)1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
 - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
 - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた 道路端からの距離により特定された範囲をいう。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
 - 3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

2 要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺の生活環境が 著しく損なわれると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規 定による措置をとるよう要請する際の基準。

			要請限度(L _{Aeq})			
区域区分			道路に面する地域		幹線交通を担う道路	
			1車線	2車線以上	に近接する区域	
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB		
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	昼間 75dB以下	
b	第1種住居地域 第2種住居地域	昼間	65dB	75dB		
	準住居地域 都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	夜間	55dB	70dB	夜間 70dB以下	
С	近隣商業地域 商業地域	昼間	75dB		(全区域共通)	
	準工業地域 工業地域	夜間	70dB			

(注)「幹線交通を担う道路」、「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」及び時間の区分については、上記の注1~3と同様である。